

## 業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第30条の15第1項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所

報告義務者続柄

氏 名

印

山梨県知事 殿

業 態		
業務所	所在地	
	名 称	
品 名		数 量
報告の事由及びその事由の発生日		

(備考)

- 1 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 業態欄には、業務廃止等の前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 3 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。